

韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

概要版

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

1 計画策定の趣旨

本市では、「健やか いきいき 安心長寿のまち 韮崎」を基本理念に掲げ、令和3年3月に「韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」を策定し、高齢者施策の推進を図ってきました。

この度、計画期間が満了することから、令和22（2040）年を視野に入れて、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、国の指針及び制度改正の趣旨や本市における取組を踏まえ、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指して「韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」を策定します。



2 計画の位置づけ

（1）法的根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定される、取り組むべき高齢者施策全般について定める計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条1項の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護サービス事業量等の見込みを定めるものです。

本市においては、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るため、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定します。

（2）本市の関連計画との関係

本計画は、「第7次総合計画後期基本計画（令和5年度～令和8年度）」及び「地域福祉計画（平成27年度～令和6年度）」を上位計画とし、高齢者施策と介護保険事業を一体的に推進するための計画です。

また、策定にあたっては、市や県の健康福祉分野をはじめとする関連計画との整合を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。また、本計画は、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22（2040）年までの中長期的な視点に基づいて策定します。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗状況や社会情勢の大幅な変化などに応じて、適宜計画の見直しを行います。

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画			第10期計画		

4 高齢者人口等の見通し

(1) 総人口及び高齢者人口の推計

団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22(2040)年度までの本市の人口を、令和元年度から令和5年度までの性別・各年齢層別の人口変化に基づいて推計しました。令和4年度を境に、後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回る結果となっています。

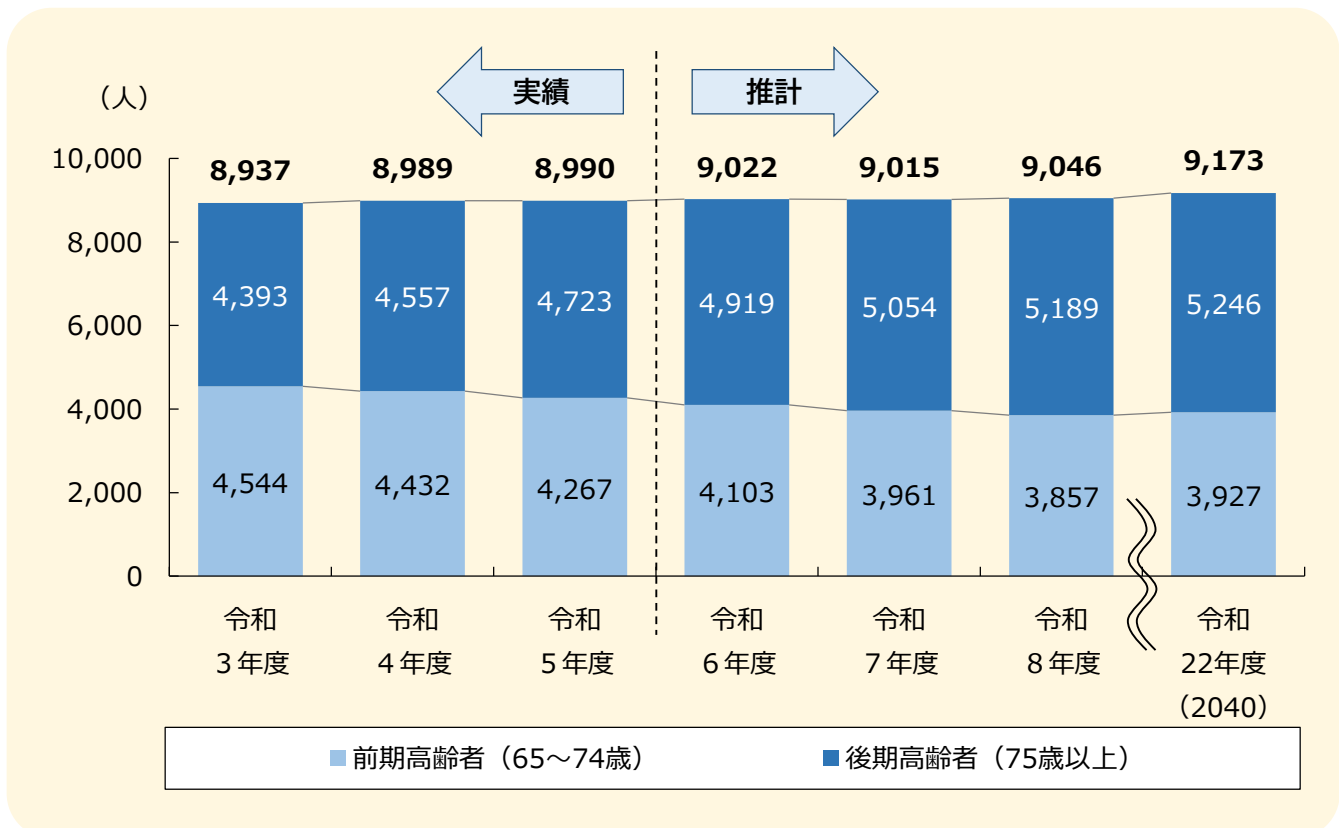
【本市の総人口及び高齢者人口の推計】

(単位：人)

	第8期【実績】			第9期【推計】			将来
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総人口	28,644	28,467	28,150	27,881	27,602	27,324	22,652
高齢化率	31.2%	31.6%	31.9%	32.4%	32.7%	33.1%	40.5%
高齢者人口	8,937	8,989	8,990	9,022	9,015	9,046	9,173
後期高齢者(75歳以上)	4,393	4,557	4,723	4,919	5,054	5,189	5,246
前期高齢者(65～74歳)	4,544	4,432	4,267	4,103	3,961	3,857	3,927
40～64歳人口	9,799	9,707	9,640	9,536	9,426	9,316	6,328
40歳未満人口	9,908	9,771	9,520	9,323	9,161	8,962	7,151

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

※令和6年度以降はコーホート変化率法による推計値



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

令和 22（2040）年度までの要支援・要介護認定者数の推計結果は以下の表の通りとなっています。

第 9 期計画期間の最終年度である令和 8 年度では、要支援・要介護認定者が 1,340 人、認定率は 14.8%に達すると見込まれ、認定者数においては今後 3 か年で 47 人増加すると推測されています。また、令和 22（2040）年度においては要支援・要介護認定者は 1,385 人、認定率は 15.1%まで増加することが見込まれています。

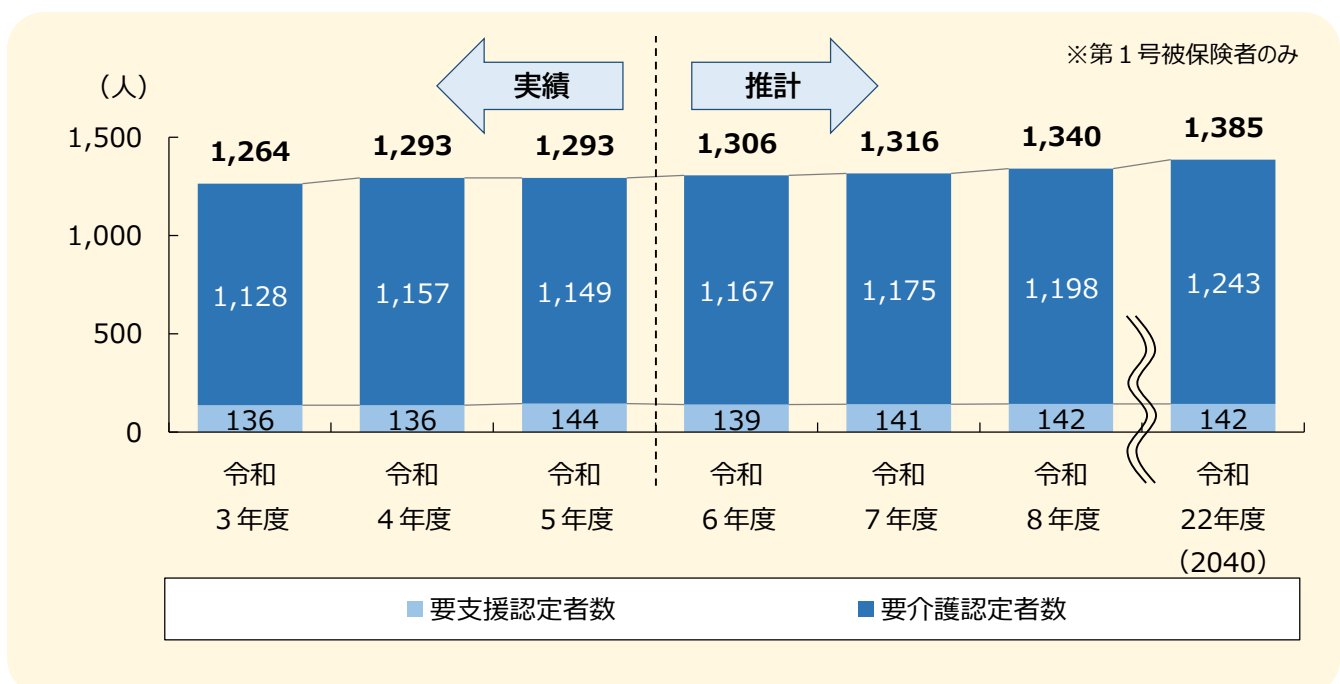
【本市の要支援・要介護認定者数の推計】

（単位：人）

上段：第 1 号 下段：第 2 号	第 8 期【実績】			第 9 期【推計】			将来
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
認定者数	1,264	1,293	1,293	1,306	1,316	1,340	1,385
	22	17	30	24	24	24	24
要支援 1	42	44	44	39	39	39	39
	0	0	0	0	0	0	0
要支援 2	94	92	100	100	102	103	103
	4	1	2	2	2	2	0
要介護 1	238	243	240	242	244	249	264
	4	4	8	4	4	4	4
要介護 2	291	316	314	327	328	335	350
	6	5	9	9	9	9	6
要介護 3	262	247	235	239	240	245	245
	2	3	4	4	4	4	8
要介護 4	204	220	208	200	203	207	222
	3	3	5	3	3	3	4
要介護 5	133	131	152	159	160	162	162
	3	1	2	2	2	2	2
高齢者人口	8,937	8,989	8,990	9,022	9,015	9,046	9,173
認定率*	14.1%	14.4%	14.4%	14.5%	14.6%	14.8%	15.1%

資料：地域包括ケア「『見える化』システム」

※認定率…認定者数のうちの第 1 号被保険者数が、高齢者人口に占める割合



5 計画の基本理念

基本理念

健やかに 絆でつながる 安心長寿のまち いらさき

第8期計画では、「健やかに 絆でつながる 安心長寿のまち いらさき」を基本理念として、高齢者施策と介護保険事業の一体的な推進を図ってきました。

第9期計画の策定に際しては、

1. 国において第6期計画以降の介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」と位置づけ、令和7（2025）年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築する（深化させていく）ことが求められていること
2. 「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年だけでなく、現役世代が急減するとともに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見通すと85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者等様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減すること見込まれること
3. 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた考え方や取組を踏まえて計画を策定すること



などが求められています。

これらの背景を踏まえ、第8期の計画を基盤として



- ①高齢者の方が、可能な限り病気にかからず、要介護状態にならないよう、生きがいを持って活動的に過ごすことで、「健やかに」健康寿命の延伸を図ること
- ②認知症になったり、要介護状態が悪化したりしたとしても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市民が主体となって支え合い、助けあう地域の「絆でつながる」共生社会を実現すること
- ③適切な制度運営を通して介護保険制度の持続可能性を高め、「安心長寿」な暮らしを可能にすること

の実現を目指して、これらの要素を含む基本理念を設定し、計画を推進していきます。

基本理念

健やかに 絆でつながる 安心長寿のまち にらさき

【基本方針1】

心身の生きがいがづくりと介護予防支援

(1) 心身の生きがいがづくり

- ①心身の健康づくり
- ③高齢者の就労支援

②ボランティア活動の推進

(2) 介護予防の推進

- ①介護予防の普及啓発
- ③地域における見守りの推進

②地域における介護予防活動の支援

(3) 安心な暮らし（生活環境）の支援

- ①高齢者の住まいへの支援
- ③災害・感染症対策の推進

②高齢者の安全対策の推進

【基本方針2】

日常生活支援サービスと地域ネットワークの強化

(1) 日常生活支援の充実

- ①介護予防・日常生活支援サービスの充実
- ②高齢者及び介護者の生活支援

(2) 地域ネットワーク（地域包括支援センター）の機能強化

- ①地域包括ケアシステムの推進
- ②相談体制の充実

(3) 認知症支援策及び権利擁護施策の充実

- ①認知症支援策の強化

②高齢者の尊厳と権利を守る取組の推進

【基本方針3】

介護保険制度の充実

(1) 計画的な介護サービス事業量の確保

- ①居宅サービスの充実
- ③施設サービスの充実

②地域密着型サービスの充実

(2) 事業所との連携強化の推進

- ①介護現場の向上・改善支援

②災害・感染症対策

(3) 適切な制度運営

- ①自立支援・重度化防止
- ③低所得者への配慮

②給付費等費用適正化

【基本方針1】心身の生きがいづくりと介護予防支援

高齢者が健やかな生活を送ることができるよう、「第3次韮崎市健康増進計画」に沿った健康づくりを推進するとともに、豊かな知識と経験を活かして暮らすことのできるよう、様々な活動への支援や就労支援などの生きがいづくりを図ります。また、地域における高齢者の見守り活動の充実を図るとともに、介護予防に向けた地域における取組を推進します。

加えて、高齢者が安全・安心に地域で暮らせるよう、住環境の整備や防災・防犯等の安全対策を推進します。



(1) 心身の生きがいづくり

- ①心身の健康づくり
- ②ボランティア活動の推進
- ③高齢者の就労支援

(2) 介護予防の推進

- ①介護予防の普及啓発
- ②地域における介護予防活動の支援
- ③地域における見守りの推進

(3) 安心な暮らし（生活環境）の支援

- ①高齢者の住まいへの支援
- ②高齢者の安全対策の推進
- ③災害・感染症対策の推進

【基本方針2】日常生活支援サービスと地域ネットワークの強化

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者の介護予防の推進と自立した日常生活への支援を推進します。また、地域包括ケアシステムの推進において、地域包括支援センターの機能強化が必要不可欠であることから、各種機能の向上に向けた取組を推進するとともに、相談体制の整備・充実を図ります。

高齢者の尊厳と権利を守るための取組が重要性を増してきていることから、認知症に係る各種施策と、成年後見制度・日常生活自立支援事業等、権利擁護に係る取組の推進を図ります。

(1) 日常生活支援の充実

- ①介護予防・日常生活支援サービスの充実
- ②高齢者及び介護者の生活支援

(2) 地域ネットワーク（地域包括支援センター）の機能強化

- ①地域包括ケアシステムの推進
- ②相談体制の充実

(3) 認知症支援策及び権利擁護施策の充実

- ①認知症支援策の強化
(認知症施策推進本計画を含む。)
- ②高齢者の尊厳と権利を守る取組の推進
(成年後見制度利用促進基本計画を含む。)

【基本方針3】介護保険制度の充実

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、計画的なサービス事業量を見込んで介護給付の円滑な実施を図るとともに、介護保険制度の適切な運営に努めます。

また、サービス事業所との連携強化に努め、介護に従事する人材の確保及び業務効率化に向けた方策の検討を図ります。



(1) 計画的な介護サービス事業量の確保

- ①居宅サービスの充実
- ②地域密着型サービスの充実
- ③施設サービスの充実

(2) 事業所との連携強化の推進

- ①介護現場の向上・改善支援
- ②災害・感染症対策

(3) 適切な制度運営

- ①自立支援・重度化防止の推進
- ②給付費等適正化
- ③低所得者への配慮

7 介護保険サービス量の見込み

■ 介護給付

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅	①訪問介護	人/月	227	228	230
	②訪問入浴介護	人/月	17	18	19
	③訪問看護	人/月	118	120	121
	④訪問リハビリテーション	人/月	22	23	23
	⑤居宅療養管理指導	人/月	92	93	95
	⑥通所介護	人/月	265	267	270
	⑦通所リハビリテーション	人/月	161	162	164
	⑧短期入所生活介護	人/月	117	119	119
	⑨短期入所療養介護（老健）	人/月	5	5	5
	⑩短期入所療養介護（病院等）	人/月	11	11	11
	⑪特定施設入居者生活介護	人/月	18	18	18
	⑫福祉用具貸与	人/月	473	477	483
	⑬特定福祉用具購入費	人/月	6	6	6
	⑭住宅改修（介護給付分）	人/月	3	3	3
施設	①介護老人福祉施設	人/月	101	101	102
	②介護老人保健施設	人/月	104	105	106
	③介護医療院	人/月	8	8	8
地域密着型	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	0	0	0
	②夜間対応型訪問介護	—	0	0	0
	③認知症対応型通所介護	人/月	7	7	8
	④小規模多機能型居宅介護	人/月	19	20	20
	⑤認知症対応型共同生活介護	人/月	32	32	32
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	—	0	0	0
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	29	29	58
	⑧看護小規模多機能型居宅介護	—	0	0	0
	⑨地域密着型通所介護	人/月	123	126	126
居宅介護支援		人/月	743	747	750

■ 予防給付

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅	①介護予防訪問入浴介護	人/月	0	0	0
	②介護予防訪問看護	人/月	6	6	6
	③介護予防訪問リハビリテーション	人/月	3	3	3
	④介護予防居宅療養管理指導	人/月	3	3	3
	⑤介護予防通所リハビリテーション	人/月	19	20	20
	⑥介護予防短期入所生活介護	人/月	1	1	1
	⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	人/月	0	0	0
	⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	人/月	0	0	0
	⑨介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1	1	1
	⑩介護予防福祉用具貸与	人/月	55	56	57
	⑪特定介護予防福祉用具購入費	人/月	2	2	2
	⑫住宅改修（予防給付分）	人/月	1	1	1
地域密着型	①介護予防認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0
介護予防支援		人/月	79	79	82

8 第1号被保険者の介護保険料

第9期の保険料段階設定にあたっては、法令等の改正を踏まえ、高所得者から所得に応じた負担を求めるとともに、低所得者の負担の軽減を図りつつ、被保険者の負担能力に応じた全15段階の設定としています。

区分	対象者	標準月額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ○世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.285※	18,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.485※	31,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額 ×0.685※	44,400円
第4段階	世帯に市民税課税者はいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9	58,400円
第5段階(基準額)	世帯に市民税課税者はいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額 ×1.0	64,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	77,800円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	84,300円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	97,200円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7	110,200円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.9	123,200円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.1	136,100円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.3	149,100円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満	基準額 ×2.4	155,600円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.5	162,000円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.6	168,500円

※段階別の所得金額は、第9期より変更になっていますので、第8期保険料は段階の参考になります。

※低所得者保険料軽減対策として、基準額「×0.455」とされている第1段階の保険料が現状の「×0.285」、基準額「×0.685」とされている第2段階の保険料が現状の「×0.485」、基準額「×0.69」とされている第3段階の保険料が現状の「×0.685」にそれぞれ減額されています。

韮崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）【概要版】

【令和6（2024）年度～令和8（2026）年度】

発行：令和6年3月

編集：韮崎市長寿介護課

〒407-0024 山梨県韮崎市本町三丁目6番3号（韮崎市保健福祉センター）

TEL：0551-23-4313 / FAX：0551-23-4316

